

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

●**弁護士による無料法律相談**
 ①1月18日(水)午後1時30分～4時/
 ②ひとり親、寡婦および離婚前の方(託児あり。要予約)/③4人/④離婚、親権、養育費、面接交渉権等
 ●**就労支援セミナー**
 「履歴書・職歴書の書き方」
 ①1月26日(木)午前10時～正午/②ひとり親家庭等の親(託児あり。要予約)/③5人
【共通】④子ども家庭サポートステーションあさひ(旭町16-5)/⑤釧路母子家庭等就業・自立支援センター(⑥22-2401)

23(令和5)年度新規保育施設利用申込について

4月から新たに市内の認可保育施設の利用を希望するお子さんの申込受付を行います。事前に交付を受けた利用申込書に関係書類を添えてお申し込みください。お子さんの面談も同時に行いますので、一緒にお越しください。
①[第1次申込受付]12月26日(月)～2023(令和5)年1月13日(金)(年末年始および土・日曜日、祝日を除く)、
[第2次申込受付]1月30日(月)～2月3日(金)/②子ども育成課(①のみ)、
 ③保健福祉課は午前9時30分～午後4時30分、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業施設は午前9時30分～午後4時※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業施設は事前に各施設へお問い合わせください/**電子申請**=マイナンバーカードと暗証番号を準備の上、市ホームページまたは市公式LINEの電子申請ボタンより「妊娠・子育て・教育メニュー」→「保育施設等の利用申込」とお進みください。なお、電子申請をした場合のお子さんの面談日時や場所は、申込確認後、市から連絡をします/④子ども育成課(⑥31-4541)

23(令和5)年度新入学児童・生徒保護者説明会

対象となる世帯には1月下旬に「入学通知書」を発送し、個別に入学指定校・説明会のご案内をします。※日程は変更になる場合がありますので、必ず「入学通知書」を確認してください。

小学校名	開催日時	小学校名	開催日時	中学校名	開催日時
愛国小	2/6(月) 14:00	新陽小	2/8(水) 14:00	大楽毛中	2/10(金) 13:30
青葉小	2/8(水) 14:00	清明小	2/16(木) 13:30	北中	1/31(火) 14:00
芦野小	2/1(水) 13:30	中央小	2/14(火) 10:00	共栄中	1/31(火) 14:00
興津小	2/8(水) 13:30	朝陽小	2/8(水) 13:30	景雲中	2/16(木) 14:00
大楽毛小	1/25(水) 14:00	鶴野小	2/10(金) 13:30	桜が丘中	2/3(金) 14:30
共栄小	2/9(木) 10:30	鳥取小	2/8(水) 14:30	青陵中	2/4(土) 10:50
釧路小	2/10(金) 13:30	鳥取西小	2/8(水) 10:30	鳥取中	2/3(金) 14:00
光陽小	2/10(金) 10:00	美原小	2/2(木) 13:30	鳥取西中	2/16(木) 13:30
湖畔小	2/2(木) 13:30	武佐小	2/1(水) 14:30	幣舞中	1/28(土) 10:20
桜が丘小	2/9(木) 13:30	山花小	2/6(月) 10:45	春採中	2/14(火) 10:00
東雲小	2/9(木) 13:30	阿寒小	2/8(水) 10:30	美原中	2/4(土) 8:45
昭和小	2/2(木) 14:00	阿寒湖小	2/6(月) 10:40	山花中	2/10(金) 13:30
城山小	2/17(金) 13:30	音別小	2/2(木) 13:30	阿寒中	2/3(金) 13:30
				音別中	2/1(水) 13:30

※各1時間30分程度
 ⑦市教委教育支援課学校教育担当(⑥23-5186)

就学援助 新入学児童学用品費の入学前支給のご案内

23(令和5)年4月に市内の小学校に入学する子どもがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に、就学援助制度の支給費目のうち入学準備に必要な新入学児童学用品費の支給を入学前の3月に行います。支給条件等、詳細は各家庭に送付する案内または市ホームページをご確認ください。
 ①1月4日(水)～20日(金)に受給申請書を直接、市教委教育支援課学校教育担当(⑥23-5186)、市教委総務課阿寒教育担当(⑥64-6194)、市教委総務課音別教育担当(⑥01547-6-2034)へ※阿寒湖温泉地区にお住まいの方は⑧阿寒湖温泉支所へ※期間内に提出されない場合、支給を受けることはできません/⑨市教委教育支援課学校教育担当(⑥23-5186)

その他

上下水道料金
夜間・日曜納付相談窓口
 夜間=1月17日(火)午後8時まで/日曜=1月8日(日)午前9時～午後5時/⑩上下水道料金お客様サービスセンター(南大通2-1-121)/⑪第一環境(株)釧路事務所(上下水道部検針および収納等業務受託会社④43-2161)

年末年始の牛乳の消費拡大にご協力をお願いします

冬休みによる学校給食の停止や年末年始の需要緩和が重なることで、牛乳や乳製品の消費が減少し、行き場を失う生乳の発生が懸念されています。牛乳をいつもよりもう1杯、もう1本消費いただくことをお願いしています。皆さんのご協力をお願いします。
 ⑫農林課農林振興担当(⑥31-2552)

市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

釧路市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等	
内 容	個人情報の保護に関する法律が改正され、23(令和5)年4月より、地方公共団体の個人情報保護制度についても同法に定める全国的な共通ルールで運用することとなるが、開示請求等に係る手数料の額については地方公共団体の条例で定めることとされており、また、個人情報保護制度の運用に係る必要最小限の独自の措置について地方公共団体で定めることができることとされていることから、それらについて定める釧路市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等を行うもの。
募集期間	1月上旬～2月上旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
提出・問合せ先	市民協働推進課(〒085-8505黒金町7-5 ⑥31-4504 ⑥23-5220) ⑬shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

釧路市子ども医療費助成条例等の一部改正について	
内 容	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに子育てへの安心感の向上を図ることで、安心して子育てのできる環境づくりにつながるよう、小学生および中学生のお子さんの通院に係る医療費を市で全額助成することと併せて、受給資格の取得に係る所得制限を廃止するもの。
募集期間	1月上旬～2月上旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
提出・問合せ先	医療年金課(〒085-8505黒金町7-5 ⑥31-4526 ⑥23-5411) ⑭ir-iryokuyuu@city.kushiro.lg.jp

釧路市音別町社会体育施設条例等の一部改正	
内 容	市が設置する音別町社会体育施設のうち温水プールについて、82(昭和57)年の開設以来40年が経過し、利用者の減少および施設の老朽化により、23(令和5)年3月末をもって廃止することとしました。これに伴い、音別町社会体育施設の設置を規定している釧路市音別町社会体育施設設置条例等の一部を改正するもの。
募集期間	1月上旬～2月上旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
提出・問合せ先	音別生涯学習課(〒088-0117音別町朝日2-81 ⑥01547-6-2034) ⑮01547-6-2889 ⑯on-shougaisports@city.kushiro.lg.jp

釧路市再犯防止推進計画(第3期釧路市地域福祉計画「釧路市再犯防止推進計画」追加版)	
内 容	犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進し安全で安心な地域づくりを推進するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止を推進する基本となる方向性等を定める「釧路市再犯防止推進計画」を策定するもの。策定に当たっては、政策的に関連の深い第3期釧路市地域福祉計画に追加するもの。
募集期間	～1月18日(水)
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
提出・問合せ先	市民生活課(〒085-8505黒金町7-5 ⑥31-4590 ⑥23-5213) ⑰shi-seikatuanzen@city.kushiro.lg.jp 社会援護課福祉政策担当(〒085-8505黒金町7-5 ⑥31-5231 ⑥23-4510) ⑱sha-hukushiseisaku@city.kushiro.lg.jp

釧路市公営住宅等長寿命化計画の策定	
内 容	同計画は「釧路市住生活基本計画」に定める公営住宅等の役割を果たすため、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理へ転換を図り、公営住宅等の長寿命化によるライフサイクルコスト削減を図ることを目的とし、23(令和5)年度から32(令和14)年度までの10年間を計画期間と定め策定するもの。
募集期間	～1月18日(水)
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ
提出・問合せ先	住宅課(〒085-8505黒金町7-5 ⑥31-4564 ⑥24-0581) ⑲jyu-jyuutaku@city.kushiro.lg.jp

【共通】意見の提出方法=住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。様式は問いません。